

公民館緑分館主催事業及び施設運営手順書

公民館緑分館における主催事業及び施設運営の手順について次のとおり詳細を定める。なお、内容については状況に応じて適宜更改すること。

1 主催事業について

(1) 生活日本語教室

| 時期 | 内容 | 実施者 |
|----------|------------------------|---------------|
| 12月 | 翌年1年分の会場を予約(約50件) | 受託者 |
| 4月～翌年の3月 | 毎月1回、生活日本語教室(主催講座)を開催 | 受託者 |
| | 講座後の定例会に参加 | 受託者 |
| 年1回 | 新規ボランティア募集の際に市報・市HPを作成 | 受託者 委託者(市) |
| 随時 | 参加希望者からの問合せ(メールや電話)対応 | 受託者 |
| | ボランティアへ講師謝礼の支払い | 受託者 |
| | 国や都からの調査回答等の作成協力 | 委託者(市) |

※ 生活日本語教室は、生活日本語教室のボランティア団体と連携して実施する。公民館緑分館のコピー機を無償で使用させること。

(2) 市民がつくる自主講座(男女共同参画部門・一般部門)

| 時期 | 内容 | 実施者 |
|-----------|----------------|---------------|
| 12月 | 市報原稿作成(説明会の周知) | 委託者(市) |
| 1月 | 募集要項の起案 | 委託者(市) |
| 市報掲載以降 | 説明会への問合せ対応 | 委託者(市) |
| 2月上旬 | 説明会の開催 | 委託者(市)(受託者同席) |
| 2月上旬～3月中旬 | 申請の受付と問合せ対応 | 委託者(市) |
| 3月下旬 | 公民館運営審議会資料の作成 | 委託者(市) |

| | | |
|----------|---------------|---------------|
| 4月上旬 | 公民館運営審議会での審議 | 委託者(市)(受託者同席) |
| 4月下旬 | 事業決定起案 | 委託者(市) |
| | 申請者に決定通知を送付 | 委託者(市) |
| 7月～翌年の3月 | 市報作成 | 受託者 |
| | HP作成 | 受託者 |
| | 申請者と講座詳細の打合せ | 受託者 |
| | 報告起案(適宜) | 受託者 |
| | 講師や保育士への支払い | 受託者 |
| | 講座当日の出席 | 受託者 |
| 全ての講座 | 公民館運営審議会資料の作成 | 受託者 |
| 終了後 | 公民館運営審議会に報告 | 受託者 |
| | 事業のまとめ作成 | 受託者 |

2 施設運営について

(1) 陶芸窯

ア 申請者から提出された「小金井市公民館陶芸窯使用申請書」を受理し本館に提出すること。また、「小金井市公民館陶芸窯使用承認書」を申請者に渡すこと。

イ 陶芸窯の運営に当たっては陶芸教室及び各団体からの申請状況を踏まえ、陶芸窯の年間予定表を管理すること。

ウ 陶芸窯の使用後に内部の汚れや破損の有無を確認し、陶芸窯を使用した団体から提出された「公民館緑分館陶芸窯焼成チェック表」に基づき確認を行うこと。

エ 申請者から提出された「小金井市公民館陶芸窯使用報告書」を受理し、本館に提出すること。

オ 本館から送付された「納入通知書兼領収書(公民館陶芸窯電力使用料)」を利用団体に渡すこと

カ 「電気陶芸窯S N R-2 0 F E型取扱説明書」及びその他陶芸に関するマニュアル等を熟知し、利用者からの問合せに対応すること。

(2) 野外調理場について

管理運営については、委託者の責任で行う。

備品等については別紙2 委託業務内容（公民館緑分館）「7 備品及び賃貸借物品等の管理業務」によること。

(3) 宿泊事業について

管理運営については、委託者の責任で行う。

備品等については別紙2 委託業務内容（公民館緑分館）「7 備品及び賃貸借物品等の管理業務」によること。

3 施設等の使用方法について

(1) 学習室Cの倉庫について

公民館緑分館の管理の下、陶芸関連用品の倉庫として公民館及び陶芸団体が使用する。

(2) 陶芸小屋東側の倉庫について

陶芸団体用の倉庫として使用する。

(3) 団体利用室東側の小部屋について

公民館緑分館の管理の下、生活日本語教室用の倉庫として使用する。

(4) 団体利用室の棚（陶芸入門教室用の棚）について

公民館の主催講座で使用しない時期は、自己責任を条件にセンターまつりのための作品等を置くことを認める。ただし、期間はセンターまつり終了までとする。

(5) 野外調理場の水道使用について

希望する団体に蛇口ハンドルを貸し出す。

4 その他

上記以外の事例及び受託者での判断が困難な事案については、委託者と調整の上、対応すること。